2026年度 予 算 書 等

（公益財団法人日本エステティック研究財団）

当財団（平成4年5月22日設立、平成25年4月1日公益財団法人移行）は、我が国におけるエステティックの国民生活に与える影響の増大に鑑み、エステティックに関する調査研究を行うとともに、エステティックの業務の適正化及び技能向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び消費者の利益の保護に寄与することを目的に公益目的事業を実施している。本年度の予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、次のとおりである。

Ⅰ．2026年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

1 財団運営及び事業の推進に必要な会議等

(1)概要

エステティック市場は、少子化に伴う労働力不足、美容医療の高度化・普及による競争環境の変化、ならびに消費者ニーズの質的転換等を背景として、全体としては横ばいから微減基調で推移していると指摘されています。特に、従来中心であった女性向けエステティック分野においては市場縮小の傾向が見られる一方、男性向けエステティック市場の拡大や、高齢者層を対象としたサービスの成長など、新たな市場セグメントが形成されつつあります。

とりわけ、高齢者人口の増加を背景に、健康維持・生活の質向上を目的とした「ウェルネス」分野への関心が高まっており、国内においてもシニア層を主な対象とするエステティックサロンの開設など、新たな事業展開が進みつつあります。

このような市場環境の変化を踏まえ、当財団は、エステティックサービスの安全性および信頼性の確保を基盤とした「正しい知識に基づくサービス提供」の推進を重要な事業方針として位置付けます。エステティックは、施術者が利用者の身体に直接接触するサービスであることから、感染症予防や健康被害の未然防止に関する知識・対応能力の確保が不可欠です。そのため、当財団では、これまでに蓄積してきた研究成果や専門的知見を活用し、検定制度の創設を含む体系的な人材育成の仕組みを構築することにより、すべての技術者がサービス提供に必要となる最低限かつ共通の知識を確実に修得できる環境整備を進めていきます。

1)役員会

会 議 名	開催回数	開　催　日　程
理 事 会（通常）	2回	2026年5月　2027年3月
評議員会　（定時）	1回	2026年6月
監 事 会	1回	2026年4月

※必要に応じて臨時会を開催する。

2) 常務理事連絡会議を必要に応じ適宜開催する。

3) 事業推進に必要な各委員会を適宜開催するほか、必要に応じ委員会を設ける。

2　エステティックに関する調査研究、業務の適正化及び技能向上のための研修等に関する公益目的事業

(1) 調査研究事業

本事業は、エステティックにおける消費者トラブル等の実態を把握し、安全性、有効性及び技能改善等に係る調査研究を行い、その成果を各事業の推進に反映するとともに、広く一般国民に公表し、我が国のエステティックに係る公衆衛生の向上及び一般消費者の利益の保護に資する。

1)エステティックに関する消費者の健康被害を防止するための調査研究

2)独立行政法人国民生活センターの「危害情報」の開示を受け、危害の実態について分析を行う。

3)エステティック技術者の検定制度創設に関する検討(事業検討委員会)

本事業では、エステティックサービスにおける消費者の健康被害を未然に防止するために最も重要な要素である「カウンセリング力」を中核とした技能検定制度の構築を検討する。

ここでいうカウンセリングには、施術前のプレカウンセリング、施術中の確認・対応、施術後のアフターカウンセリングまでを含む。

プレカウンセリングでは、体調・既往歴・生活習慣などの的確な情報収集と施術適否の判断、十分な説明と同意の取得を重視する。施術中は安全確認と適切な対応力、アフターカウンセリングでは施術後の状態確認や助言を行う力を評価対象とする。

これらはエステティックサービスの安全性と信頼性を支える基盤的能力であり、本検定ではそれらを体系的に評価・可視化することを目的とする。

あわせて、エステティック施術に関する基礎知識と技能に加え、当財団が蓄積してきた安全対策、衛生管理、関係法令の知識を組み込み、「安全で満足度の高いサービス」を提供できる技術者の育成を図る。さらに、消費者トラブルの要因の一つである法令遵守の不徹底についても、カウンセリング段階における説明責任と同意形成の重要性を明確に位置付け、検定制度を通じて遵守意識の向上を促進する。

検定内容および評価範囲は、原則として厚生労働省が定める職業能力評価基準の範囲内とし、公的整合性を確保した制度設計とする。

なお、事業検討委員会の下に設置された小委員会「技能検定に関するミーティング」にて、評価基準、試験内容、試験の運営・管理体制などの具体的事項を引き続き検討を行う。検討テーマに応じて専門性を有する者の参画を得ながら、効率的かつ実効性の高い制度構築を進める。

(2) エステティックの業務の適正化に関する事業

1)エステティック業標準契約書登録店制度関係

標準契約書登録店制度の運用及び標準契約書、解説書等の頒布を行う。

(3) エステティックの技能向上のための研修に関する事業

1)セーフティエステティック強化月間の設定

エステティック営業施設における健康被害防止や衛生環境の整備などの意識向上をはかり消費者が安心してサービスを受けられるようにすることを目的とする。

期間　　2026年11月1日～11月30日

内容案　・エステティック営業施設を対象とした感染対策強化に関する広報活動
・「エステティックの衛生基準修得のためのeラーニング」の受講促進
・営業者や技術者からの相談受付強化　　等

2) 第19回 エステティック学術会議の開催

エステティックに携わる技術者及び経営者或いは育成者等を対象として、医師等の専門家及び実務家を招へいし、エステティックの役割や知識及び技術動向等に関する講義等を行う。

3) 「eラーニング」を活用した教育研修の実施

エステティックサロン内における衛生管理の重要性に鑑み、平成22年度に運用開始した「エステティックの衛生基準修得のための eラーニング」を継続実施する。この実施に当たり、関係団体との連携協力及び業界紙等を通じて広報を行い、より多くの技術者に衛生基準の修得及びその遵守を促進させる。

① 開講期間: 2026年4月1日～2027年3月末日
② 受講料: 3,000円(再受講料1,500円)

(4) エステティックにかかる消費者の苦情処理に関する事業

一般消費者及び営業者等からの相談に応じ、情報提供及び助言等を行う。

(5) 啓発広報事業

エステティック業の適正化・健全化を図るため、エステティシャン、業界及び消費者等に対し、エステティックに関する情報公開及び提供し、その普及啓発を推進する。

1) 独立行政法人国民生活センター及び地方自治体と連絡を密にし、情報交換を行う。

2) 「あってはならない健康被害」「エステティックの衛生基準」及び「エステティックサロンの衛生管理ハンドブック」等の刊行物の頒布を行う。

3) 技能検定の創設を踏まえ、メディア担当者に対する情報発信及びHPのリニューアルを検討する。

4) 賛助会員、業界団体等に対し当財団の活動に関する情報提供を適宜発信するほか、業界紙等の協力を得て効率的な広報を行う。

5) 他団体等が主催するエステティック関連事業等に対し、これが有意義と認められる場合は、当該主催者の申請に基づく後援名義等の使用を許可する。

3 その他

当財団の運営及び事業の推進に当たり、必要に応じ助言・指導等を厚生労働省(旧主務官庁)及び内閣府(行政庁)に依頼する。

(以上)

Ⅱ．2026年度 収支予算書
（正味財産増減計算書ベース）
2026年4月1日から2027年3月31日まで

【公益財団法人日本エステティック研究財団】　　（単位:千円）

科　　目	公益目的事業会計	法人会計（管理費）	2026年度予算額(A)	2025年度予算額(B)	増減(A)-(B)
Ⅰ．一般正味財産増減					
1．経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	700	0	700	700	0
② 受取会費	4,250	4,250	8,500	8,500	0
③ 事業収益	6,124	876	7,000	7,000	0
標準契約書登録店料	1,124	876	2,000	2,000	0
標準契約書頒布料	1,500		1,500	1,500	0
図書頒布料	500		500	500	0
学術会議参加料	1,500		1,500	1,500	0
衛生管理eラーニング受講料	1,500		1,500	1,500	0
④ 雑収益	460		460	550	△ 90
⑤ 基本財産取崩	10,000		10,000	10,000	
経 常 収 益 計	21,534	5,126	26,660	26,750	△ 90
(2) 経常費用					
・事業費					
役員報酬	880	520	1,400	1,400	0
給料手当	9,440	2,360	11,800	11,800	0
賃金	0	0	0	150	△ 150
退職給付費用	720	180	900	900	0
福利厚生費	1,680	420	2,100	2,100	0
旅費交通費	480	120	600	600	0
通信運搬費	360	40	400	300	100
消耗品費	280	20	300	250	50
印刷製本費	730	20	750	1,050	△ 300
水道光熱費	240	60	300	300	0
事務所借料	2,880	720	3,600	3,600	0
機器等借料	240	60	300	150	150
サイト運営費	0	0	0	1,320	△ 1,320
諸謝金	500	0	500	500	0
会議費	140	110	250	250	0
会場費	200	0	200	200	0
租税公課	0	0	0	0	0
委託費	0	300	300	300	0
雑役務費	1,700	30	1,730	350	1,380
雑費	1,064	166	1,230	1,230	0
経 常 費 用 計	21,534	5,126	26,660	26,750	△ 90
当期経常増減額	0	0	0	0	0
2．経常外増減の部					
(1) 経常外収益	－	－	－	－	
経常外収益計		－	－	－	
(2)経常外費用	－	－	－	－	
経常外費用計	－	－	－	－	
当期経常外増減額	－	－	－	－	
Ⅱ．当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	
一般正味財産　期首残高					
一般正味財産　期末残高					
Ⅲ．正味財産期末残高					